

都市計画法施行規則第60条証明添付書類一覧表

□ 共通事項		留意事項
□ 申請書	手数料(5,000円)・地積(セトバック後)	
□ 位置図	都市計画図の写しを利用	
□ 付近見取図	住宅地図等を利用	
□ 土地利用計画図	配置図を兼ねるもの(レベルを記入)	
□ 建築物の計画図	予定建築物の平面図・立面図	
□ 土地の登記事項証明書	直近のもの	
□ 公図の写し	直近のもの	
□ 敷地測量図	求積図または地積測量図	
状況に応じて必要なもの		
◇ 現況図(敷地及び建築物の現況) ◇ 委任状 ◇ 住民票		
◇ 農地転用許可申請書の写し		
◇ その他		

□ 政令19条で定める規模を超える建築物の敷地で開発許可を受けないもの(29-1-1)	
□ 全体の土地利用計画図(区画の変更を行わないことの確認)	
□ 造成計画図等(形の変更を行わないことの確認)	
□ 航空写真・建築の登記事項証明書(質の変更を行わないことの確認)	

□ 農家住宅・農業倉庫等(29-1-2)	
新築の場合	その他の場合(敷地増を伴う増改築の場合)
□ 建築理由書	□ 建築理由書
□ 農業を営む者の証明書	□ 農業を営む者の証明書
□ 農業所得証明	□ 農業所得証明
□ 耕作地明細(課税)	
□ 耕作地位置図	
状況に応じて必要なもの	
◇ 農業経営計画書	◇ 農業倉庫等利用形態図
◇ 現在地の課税証明	◇ 現在地の処理(誓約書)

□ 公益上必要な建築物(29-1-3)	
□ 事業計画書(建築物の用途・建築物の目的・補助金の有無・運営計画等)	
□ 個別法令の認可等の写し(資格書・医師免許等の写し・法人定款)	

□ 既存宅地確認を受けた敷地内の建築物(旧43-1-6)	
□ 既存宅地確認通知書の写し	
□ 既存宅地確認を受けた区域が判断できる資料の写し	

注) 土地の登記事項証明書, 住民票, 評価証明等公的書類を添付する場合は, 3か月以内のものとする。

申請地の範囲, 面積及び道路幅員等は, 官民境界が確定したものの(例: 道路査定実施後のもの)で記載すること。